

マイナンバー制度のお知らせ

◎本人確認について

マイナンバーの利用には、他人のなりすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行う必要があります。

お手順をお掛けいたしますが、**下記のとおり必要な書類のご提示をお願いいたします。**

※1 本人の「番号確認」に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち**1点**

※2 本人の「身元確認」に必要な書類

- ① 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真つきのもの）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などのうち**1点**
- ② ①の書類が用意できない場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、自立支援受給者証、生活保護受給者証などのうち**2点以上**

Q 1 家族が代理で申請をする場合は、どのような書類が必要ですか？

- 住民基本台帳上の同じ世帯の方で、ご本人の意思を伝達していただける方は、委任状等がなくても申請を受け付けます。
その場合は、申請者ご本人の番号確認（※1）及び身元確認（※2）の他に、申請に来られた方（例えば同じ世帯の母親）の身元確認（※2）が必要となります。

Q 2 成年後見人や事業所の職員など、家族以外の方が申請する場合はどのような書類が必要ですか？

- Q 1のご家族以外の方が代理で申請される場合は、代理権を確認できる「委任状」等の書類が必要となります。その場合、申請者ご本人の番号確認（※1）及び身元確認（※2）の他に、代理人の身元確認（※2）が必要となります。

Q 3 郵送で申請書を送付する場合は、何を同封すればよいですか？

- 申請者ご本人の番号確認（※1）と身元確認（※2）ができる書類の写しを同封していただき、返信用封筒にてご返送ください。

詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン